

令和 8 年度 医療安全に関するワークショップ実施要領

1 目的

医療安全対策に関する知識の修得、討議等を行うことにより、医療機関の管理者や安全管理者等の資質向上を図り、もって医療の安全性の向上を図る。

2 実施方法

オンライン（ZOOM）にて、講演及びグループワーク形式で実施する。

3 開催日

令和 8 年 11 月 20 日（金）10:30～15:00

ただし、12:00～13:00 は休憩時間とする。

4 主催者

厚生労働省四国厚生支局

5 後援

四国厚生支局管内の各県（徳島県、香川県、愛媛県、高知県）に対して後援を依頼する。

6 プログラム

別紙のとおり

7 対象者

（1）講演

ア 四国厚生支局管内の医療機関等において勤務する者

イ 四国厚生支局管内の各県、保健所設置市において、医療安全に関わっている行政職員等（ただし、アの者を優先する。）

（2）グループワーク

四国厚生支局管内の医療機関等において、医療安全管理体制の中心的な役割を担う以下の者

① 管理者（医療機関等における管理者）

② 医療安全管理者（医療法施行規則第 1 条の 11 第 1 項第 5 号に基づき医療機関に配置されている者。専任、兼任は問わない。）

③ 上記①及び②以外で、医療機関等内にて医療安全に関する業務に従事する者

8 開催規模

当ワークショップの各課程における募集定員は、以下のとおりとする。

- 講演 : 四国厚生支局管内 200 医療機関程度
- グループワーク : 24 名程度

9 受講者の決定

- (1) 四国厚生支局長は、各県知事より推薦のあった者等について、上記8の開催規模を勘案して受講者を決定し、当該県知事に通知する。
- (2) 各県知事は、当該受講者に対して必要な事項を通知する。

10 受講証明書

- (1) 講演のみの受講者には、受講証明書を交付しない。
- (2) グループワークを受講し、当ワークショップ終了後のアンケートにおいて希望した者には、後日、受講証明書を交付する。

11 経費

医療安全に関するワークショップ開催に要する費用は主催者の負担とし、受講に係る通信費等については受講者の負担とする。

12 注意事項

本ワークショップの録画・録音・撮影、スクリーンショットやダウンロード及び資料等の無断転用は禁止する。

13 その他

- (1) 当ワークショップは、診療報酬制度の医療安全対策加算に係る「医療安全対策に係る適切な研修」に該当しない。
- (2) 受講者については、厚生労働省が作成する医療安全に係る講演動画を期間限定で視聴できるものとする。